

改正

令和5年10月12日条例第20号

令和6年3月15日条例第8号

袖ヶ浦市空家等対策の推進に関する条例

袖ヶ浦市空き家等の適正な管理に関する条例（平成26年条例第23号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等に関する対策の推進に関し必要な事項を定めることにより、市民等の生命、身体及び財産を保護するとともに、良好な生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「市民等」とは、市内に居住し、若しくは在勤する者又は市内の土地若しくは建築物の所有者若しくは権原に基づく占有者をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（空家等の所有者等の責務）

第3条 空家等の所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自己の責任において空家等の適切な管理を行わなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、法第7条第1項に規定する空家等対策計画を作成し、空家等の所有者等の適切な管理、空家等の活用の促進その他の空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、自治会その他の関係団体と連携し、市民等に対し空家等の適切な管理に関する意識の啓発を行うものとする。

（市民等の役割）

第5条 市民等は、適切な管理が行われていない空家等があると認めるときは、市長に対し、当該空家等に関する情報を提供するよう努めるものとする。

2 市民等は、地域的生活環境の保全に努めるとともに、市が前条第1項の規定により実施する施策に協力するものとする。

（代行措置）

第6条 市長は、法第22条第3項の規定による命令を受けた所有者等からやむを得ない理由により、当該命令に係る措置を履行することができない旨の申出があった場合において、当該措置を緊急に講ずる必要があると認めるときは、当該所有者等の同意を得て、当該措置を自ら行うことができる。

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該所有者等から当該措置に要した費用を徴収するものとする。

（公表）

第7条 市長は、法第22条第3項の規定による命令を受けた所有者等が正当な理由なく当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

（1）当該命令に従わない者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

（2）当該命令の対象となった特定空家等の所在地

（3）当該命令の内容

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象となる者に、意見を述べる機会を与えなければならない。

（空家等対策審議会）

第8条 空家等に関する対策の推進等に関し必要な事項を調査審議するため、袖ヶ浦市空家等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

（1）法第7条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項

- (2) 管理不全空家等及び特定空家等の認定に関する事項
 - (3) 法第13条に規定する管理不全空家等に対する措置に関する事項
 - (4) 法第22条に規定する特定空家等に対する措置に関する事項
 - (5) 前条に規定する公表に関する事項
 - (6) その他空家等に関する対策を推進するため市長が必要と認める事項
- 3 審議会は、委員5人以内で組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
- (1) 学識経験のある者
 - (2) 関係行政機関の職員
 - (3) その他市長が必要と認める者
- 5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- (協力要請)
- 第9条 市長は、空家等の適切な管理が行われていない状態を解消するために必要があると認めるときは、本市の区域を管轄する警察その他の関係機関に必要な措置等について協力を求めることができる。
- 2 市長は、前項の規定による協力要請に際し、必要な情報を関係機関に提供することができる。
- (委任)
- 第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に改正前の条例第15条第4項の規定により委嘱された袖ヶ浦市空き家等対策審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、第8条第4項の規定により、審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第5項本文の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。
- (袖ヶ浦市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 袖ヶ浦市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年条例第26号）の一部を次のように改正する。
- (次のよう略)
- 附 則（令和5年10月12日条例第20号）
- この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日から施行する。
- 附 則（令和6年3月15日条例第8号）
- この条例は、公布の日から施行する。